

第3章 構築工

第1. コンクリート工

1. 適用範囲

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-①コンクリート工1.

適用範囲」によるものとする。

表1-1 コンクリート構造物の分類及び標準適用配合

構造物種別	コンクリート構造物の分類	標準適用配合
無筋構造物	マッシブな無筋構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等 (例) 均しコンクリート、水道管保護コンクリート	B ₁ ～B ₆ C ₁ 、C ₂
鉄筋構造物	水路、水門、ポンプ場下部工、桟橋上部コンクリート、橋梁床版、壁高欄等の鉄筋量の多い構造物 (例) 水道弁室、複雑な水道用保護コンクリート	A ₁ ～A ₆ B ₁ ～B ₆
小型構造物	1) コンクリート断面積が1m ² 以下の連続している構造物 2) コンクリート量が1m ³ 以下の点在する構造物 (例) 側溝、照明、標識、防護柵等の基礎、集水柵、蓋板、コンクリート柱(現場打のみ)、目地コンクリート、目詰コンクリート、裏込コンクリート	C ₁
建設局管理の道路構造物	道路構造物(街渠、側溝、縁石、境界石等)	B ₇

2. コンクリート打設工法の選定

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-①コンクリート工2.

コンクリート打設工法の選定」によるものとする。

3. 施工パッケージ

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-①コンクリート工3.

施工パッケージ」によるものとする。

4. 施工歩掛

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-①コンクリート工4.

施工歩掛」によるものとする。

(1) 手練りコンクリート

曲管保護工等において現場練りコンクリートを使用する場合は、次表を標準とする。

表4-1 コンクリート手練り歩掛表 (1 m³当り)

コンクリート	特殊作業員(人)	普通作業員(人)
呼び強度18N/mm ²	0.95	0.25

表4-2 手練りコンクリート配合 (コンクリート標準配合表より、1 m³当り)

呼び強度 (N/mm ²)	高炉セメント (kg)	細骨材 (m ³)	粗骨材 (m ³)	スランプ (cm)
18	275	0.47	0.65	8

(2) モルタル上塗歩掛

表4-3 モルタル上塗歩掛表 (1 m²当り)

種別	労力		適用
	左官	普通作業員	
モルタル上塗 (厚 1cm)	0.15	0.05	壁面
	0.05	0.04	床面

(注) 塗面積の大小作業の難易により適当な値を用いること。

5. 単価表

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-①コンクリート工5. 単価表」によるものとする。

第2. 型枠工

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-4-②-1型枠工」によるものとする。

第3. 基礎・裏込碎石工、基礎・裏込栗石工

「平成28年度(4月改正)国土交通省土木工事標準積算基準書 II-2-②基礎・裏込碎石工、基礎・裏込栗石工」によるものとする。

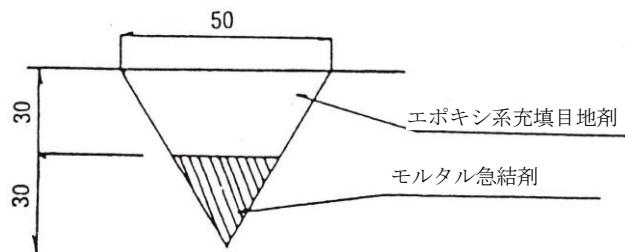
第4. Vカット止水工

1. 積算基準

(1) 適用範囲

本歩掛は、暗渠及び池状構造物の止水工事に適用する。

(2) 防水工標準図



$$\begin{aligned}
 & \text{漏水状態} \\
 & \quad \text{モルタル急結剤} \quad W_1 = 0.03 \times 0.025 \times \frac{1}{2} \times 1.0 \times 2.9 \times 10^3 \times 1.2 = 1.31 \text{kg/m} \\
 & \quad \text{エポキシ系充填目地剤} \quad W_2 = (0.025 + 0.05) / 2 \times 0.03 \times 1.0 \times 1.65 \times 10^3 \times 1.15 \\
 & \qquad\qquad\qquad = 2.13 \text{kg/m} \\
 & \text{乾燥状態} \quad \text{エポキシ系充填目地剤} \quad W = 0.06 \times 0.05 \times \frac{1}{2} \times 1.0 \times 1.65 \times 10^3 \times 1.15 = 2.85 \text{kg/m}
 \end{aligned}$$

2. はつり、止水、充填、雑工歩掛

(1 m当たり)

工種	労力	乾燥状態止水工		漏水状態止水工	
		施工性難	施工性良	施工性難	施工性良
はつり工	はつり工(人)	0.1	0.07	0.2	0.14
	普通作業員(人)	0.1	0.07	0.2	0.14
止水工	左官(人)	—	—	0.2	0.2
	普通作業員(人)	—	—	0.2	0.2
充填工	左官(人)	0.2	0.2	0.2	0.2
	普通作業員(人)	0.2	0.2	0.2	0.2
雑工	普通作業員(人)	0.1	0.05	0.1	0.05

(注) 1. 諸雑費は材料費の5%とする。

2. はつりガラの小運搬、処分費を含む。

第5. 鋼製付属設備製作工及び据付工

「平成28年度国土交通省土木工事標準積算基準書 IX - 14鋼製付属設備」によるものとする